

公立大学法人大阪市立大学一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 妊娠、出産、子育てに関する諸制度や学内保育所の周知を徹底する。

対策

- ・ 妊娠、出産、子育てに関する諸制度や学内保育所の積極的な活用を促すために学内保育所を紹介する冊子を作成し、全教職員に配付するとともに、本学ホームページの教職員向けのページに掲載し、周知の徹底を図る。

目標 2 子どもが生まれる際の男性教職員の休暇の取得を促進する。

対策

- ・ 目標 1 で作成した冊子等を活用し、配偶者分娩休暇、育児参加休暇等の制度を周知し、男性教職員の休暇の取得の促進に努める。

目標 3 計画期間内に、男性教職員の育児休業の取得を促進する。

対策

- ・ 目標 1 で作成した冊子等を活用し、男性教職員も育児休業を取得できることや、配偶者と交互に育児休業を取得することが可能であることの制度周知を行い、男性教職員の育児休業の取得に努める。

目標4 時間外労働削減のための施策を講じる。

対策

- ・ 業務執行の簡素化、効率化を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 長時間労働による弊害を認識させる等、時間外労働に対する意識改革を進める。

目標5 年次有給休暇の取得を推進する。

対策

- ・ 休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・ 管理職が率先して年次休暇を取得し、積極的に他の職員にも休暇取得を促す。